

# 1 委員会審議経過

## 内閣委員会

### 委員一覧（20名）

委員長	岡田 広（自民）	神本 美恵子（民主）	北川 イッセイ（自民）
理事	松井 孝治（民主）	工藤 堅太郎（民主）	鴻池 祥肇（自民）
理事	山根 隆治（民主）	自見 庄三郎（民主）	鈴木 政二（自民）
理事	有村 治子（自民）	芝 博一（民主）	中川 義雄（自民）
理事	松村 龍二（自民）	島田 智哉子（民主）	風間 昶（公明）
	相原 久美子（民主）	柳澤 光美（民主）	系数 慶子（無）
	石井 一（民主）	岩城 光英（自民）	

（20.3.18 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）及び衆議院提出3件（うち内閣委員長2件、青少年問題に関する特別委員長1件）の合計11件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願13種類71件のうち、1種類1件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案については、犯罪被害給付制度の更なる拡充の必要性、民間支援団体への援助の具体策、民間の浄財による基金の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案については、一括して議題とされ、地域再生に向けた総合的な施策の必要性、構造改

革特区制度への評価と地方分権の推進、特例措置の全国展開に際しての対応等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、地域再生法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案については、暴力団対策法の運用状況と暴力団情勢、資金獲得活動の多様化への対応、指定暴力団の代表者等に対する責任追及の手段とその実効性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案については、児童に対する情報リテラシー教育を充実させる必要性、不正誘引の当事者となった児童の立ち直り支援の在り方、インターネット上の違法・有害な情報への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人国民生活センター法の一部

を改正する法律案及び消費者契約法等の一部を改正する法律案については、一括して議題とされ、消費者行政一元化の見通しと両法律案との関連性、ADR機能を担う国民生活センターの体制強化、適格消費者団体による差止請求の対象拡大の効果、消費生活センターへの国の支援の在り方と消費生活相談員の待遇の改善等について質疑が行われ、2名の参考人から意見を聴取した後、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

国家公務員制度改革基本法案は、衆議院において、基本理念について、男女共同参画社会の形成に資することを追加すること、基本方針について、政治主導を強化する旨を明記すること、幹部職員の任用における適格性の審査及び候補者名簿の作成を内閣官房長官が行うこと、幹部職員等の各府省ごとの定数の設定及び改定等を内閣官房において一元的に行うこと、職員の国会議員との接触に関する記録の作成等及びその情報の適切な公開のために必要な措置を講ずること、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること、内閣官房に内閣人事局を置くこと、労働基本権に関する規定を改める等の修正が行われたものである。

委員会においては、戦後の官僚制度が果たしてきた役割と今回の制度改革の意義、幹部職員人事の内閣一元管理における具体的手続、政官接触における作成記録の情報公開の在り方、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するスケジュール等について質疑が行われ、3名の参考人から意見を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

宇宙基本法案については、提出者衆議院

内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案と昭和44年の衆議院決議との整合性、宇宙関係予算の管理の在り方、宇宙開発利用に関する情報公開等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案については、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案については、提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、違法有害情報の判断主体、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議の役割と基本計画の内容、事業者、民間団体に求められる取組とそれらへの支援等について質疑が行われ、3名の参考人から意見を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月18日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成20年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について町村内閣官房長官から、警察行政、食品安全の基本方針及び平成20年度警察庁関係予算について泉国務大臣から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、規制改革、国民生活、科学技術政策、消費者行政推進の基本方針について岸田国務大臣から、行政改革、公務員制度改革の基本方針について渡辺国務大臣から、経済財政政策の基本方針について大田国務大臣から、少子化対策、男女共同参画、公文書管理の基本方針について上川国務大臣から、それぞ

れ所信を聴取した。

これに対し、3月25日、国立公文書館の機能の充実強化に向けた取組、インターネット上の違法・有害情報対策、消費者行政の一元化の検討状況、国家公務員制度改革の在り方、官邸における情報機能強化に向けた取組、猟銃等及び所持者の一斉検査並びに銃砲行政の総点検の進捗状況、食品による薬物中毒事案の現状と輸入食品の安全確保に向けた取組、食の安全確保の前提としての食料安定供給の必要性、少子化対策及び子育て支援の在り方、配偶者からの暴力の現状及び被害者保護の取組等の諸問題について質疑を行った。また、同日、地方分権改革、地方再生、道州制の基本方針について増田国務大臣から所信を聴取した。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度内閣予算等の審査を行い、少子化対策推進経費の計上の在り方、児童虐待防止対策の必要性、家族関係社会支出の充実、仕事と生活の調和の推進、政府のカウンターインテリジェンス機能の強化、文化行政における適切な予算の執行、検視体制の強化、保育士確保の見通し等の諸問題について質疑

を行った。

4月1日、地方分権改革、地方再生、道州制の基本方針についての増田国務大臣からの所信に対し、憲法上の地方自治の理念をより明確化する必要性、住宅等建築物の長寿命化の実現可能性、構造改革特区制度に対する評価、道州制導入に向けた財政制度及び区割の在り方等の諸問題について質疑を行った。

5月29日、我が国の研究開発力強化に関する決議を行った。

#### 〔法律案の提出〕

5月29日、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について林芳正君から説明を聴取し、我が国における研究開発予算を充実させる必要性、研究開発に係る人材の確保及び人材の流動化に向けた措置、研究開発の推進に当たっての研究開発法人及び大学の役割等について質疑を行った後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。

## ( 2 ) 委員会経過

平成20年3月18日(火)(第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成20年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について町村内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、食品安全の基本方針に関する件及び平成20年度警察庁関係予算に関する件について泉国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 規制改革、国民生活、科学技術政策、消費者

行政推進の基本方針に関する件について岸田国務大臣から所信を聴いた。

- 行政改革、公務員制度改革の基本方針に関する件について渡辺国務大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策の基本方針に関する件について大田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 少子化対策、男女共同参画、公文書管理の基本方針に関する件について上川国務大臣から所信を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政、食品安全の基本方針に関する件、規制改革、国民生活、科学技術政策、消費者行政推進の基本方針に関する件、行政改革、公務員制度改革の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件及び少子化対策、男女共同参画、公文書管理の基本方針に関する件について泉国務大臣、上川国務大臣、岸田国務大臣、町村内閣官房長官、渡辺国務大臣、大田内閣府特命担当大臣、中川内閣府副大臣、中山外務大臣政務官、保坂文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

- 松井孝治君（民主）、山根隆治君（民主）、北川イッセイ君（自民）、有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）
- 地方分権改革、道州制、地方再生の基本方針に関する件について増田国務大臣から所信を聴いた。

平成20年3月27日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）（国会所管）について駒崎衆議院事務総長、小幡参議院事務総長、長尾国立国会図書館長、濱坂裁判官弾劾裁判所事務局長及び白井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、（会計検査院所管）について伏屋会計検査院長から説明を聴いた後、（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁））について上川内閣府特命担当大臣、泉国家公安委員会委員長、渡辺国務大臣、岩城内閣官房副長官、小池外務大臣政務官、保坂文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、神本美恵子君（民

主）有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月1日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方分権改革、道州制、地方再生の基本方針に関する件について増田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山根隆治君（民主）、北川イッセイ君（自民）、系数慶子君（無）

平成20年4月8日（火）（第5回）

- 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月10日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、松村龍二君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（閣法第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年4月15日（火）（第7回）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月17日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）について泉国家公安委員会委員長、岩城内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

芝博一君（民主）、松村龍二君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（閣法第46号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

平成20年4月22日（火）（第9回）

- 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

消費者契約法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年4月24日（木）（第10回）

- 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

消費者契約法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国民生活センター理事 島野康君

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク理事長

京都産業大学法科大学院教授 野々山宏君

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（閣法第57号）（衆議院送付）

消費者契約法等の一部を改正する法律案（閣法第58号）（衆議院送付）

以上両案について岸田内閣府特命担当大臣、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

相原久美子君（民主）、有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（閣法第57号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

（閣法第58号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

平成20年5月8日（木）（第11回）

- 地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

以上両案について増田国務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月13日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（閣法第28号）（衆議院送付）

以上両案について増田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

自見庄三郎君（民主）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（閣法第27号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

（閣法第28号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、地域再生法の一部を改正する法律案（閣法第27号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

平成20年5月15日（木）（第13回）

- 宇宙基本法案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長中野清君から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月20日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宇宙基本法案（衆第17号）（衆議院提出）について提出者衆議院内閣委員長中野清君、衆議院内閣委員長代理野田佳彦君、同細野豪志

君、同河村建夫君、同櫻田義孝君、同西博義君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤谷光信君（民主）、谷岡郁子君（民主）、佐藤正久君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（衆第17号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 無

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月22日（木）（第15回）

- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月27日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長、岡本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、島田智哉子君（民主）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（閣法第48号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月29日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案の草案について提案者林芳正君から説明を聴き、提案者鈴木寛君、同林芳正君、同風間昶君、岸田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することを決定

した。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、松村龍二君（自民）

- 我が国の研究開発力強化に関する決議を行った。

平成20年6月3日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員制度改革基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）について渡辺国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大畠章宏君から説明を聴いた後、同松本剛明君、同馬淵澄夫君、同佐々木隆博君、同吉良州司君、同宮澤洋一君、同増原義剛君、渡辺国務大臣、町村内閣官房長官、宮崎内閣法制局長官、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松井孝治君（民主）、藤本祐司君（民主）、松村龍二君（自民）、北川イッセイ君（自民）、山下栄一君（公明）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年6月5日（水）（第19回）

- 国家公務員制度改革基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

政策研究大学院大学教授 飯尾潤君  
社団法人経済同友会副代表幹事  
フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長CEO 金丸恭文君  
聖学院大学大学院政治政策学研究科教授  
増島俊之君

〔質疑者〕

松井孝治君（民主）、北川イッセイ君（自民）、山下栄一君（公明）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員制度改革基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員松本剛明君、同佐々木隆博君、同宮澤洋一君、同上田勇君、渡辺国務大臣、町村内閣官房長官、谷人事院総裁及び政府参考人対

し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君(民主)、松井孝治君(民主)、  
有村治子君(自民)、山下栄一君(公明)、  
山下芳生君(共産、委員外議員)、又市征  
治君(社民、委員外議員)

(閣法第75号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月10日(火)(第20回)

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長玄葉光一郎君から趣旨説明を聞いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

松下電器産業株式会社役員  
東京都教育委員会委員  
おやじ日本会長 竹花豊君  
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究  
科教授 中村伊知哉君  
社団法人日本民間放送連盟報道委員会委  
員・報道小委員長  
株式会社テレビ朝日報道担当取締役 渡辺  
興二郎君

〔質疑者〕

松井孝治君(民主)、松村龍二君(自民)、  
風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長代理松本剛明

君、同笹木竜三君、同高井美穂君、衆議院青少年問題に関する特別委員長玄葉光一郎君、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理江崎洋一郎君、同萩生田光一君、同古屋範子君、上川内閣府特命担当大臣、池坊文部科学副大臣、政府参考人及び参考人マイクロソフト株式会社技術統括室CTO補佐楠正憲君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松井孝治君(民主)、松村龍二君(自民)、  
風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

(衆第30号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(衆第24号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長中野清君から趣旨説明を聞いた後、可決した。(衆第24号)
- 賛成会派 民主、自民、公明、無
- 反対会派 なし
- 平成20年6月20日(金)(第21回)
- 請願第3465号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第6号外69件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### ( 3 ) 委員会決議

#### 我が国の研究開発力強化に関する決議

政府は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、我が国の研究開発力の強化に当たっては、独創的・基礎的な研究活動及び教育活動を実施する大学の基盤の強化を図るため、国立大学法人の運営費交付金や私学助成を確実に措置すること。
- 二、国際的な頭脳獲得競争の中で、我が国の研究開発力の強化を図るためには、その基礎となる優れた研究人材の養成・確保を図ることが不可欠であり、研究人材に係る適切な人件費の確保、若手・女性・外国人研究者のための研究環境整備に努めること。
- 三、我が国の研究開発等を効率的に推進する観点から、国の資金による研究開発に係る収入や購入研究機器等については、その積極的な活用が図られるよう制度面・運用面での改善を図ることが重要である。

その際、我が国の研究開発における民間企業の果たす役割の重要性にかんがみ、これらの機器が広く民間企業にも共用されるよう十分配慮すること。

- 四、研究開発法人における外部資金の積極的な受入れを促進する観点から、研究開発法人における自己収入増大に向けた経営努力については、毎年度の運営費交付金の算定に際して、その経営努力を積極的に評価し、更に促すよう適切な対応を図ること。
- 五、我が国の研究開発力の強化を図るためには、技術士等の人材の有する技能及び知識の有効な活用及び継承が非常に有効であることを踏まえ、その積極的な活用・推進に努めること。
- 六、研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議の検討においては、研究開発の特殊性、優れた人材の確保、国際競争力の確保などの観点から最も適切な研究開発法人の在り方についても検討すること。
- 七、国際競争力の確保の観点から、特許その他の知的財産に係る審査等の手続きについて、迅速かつ的確に行うための審査体制の更なる充実・強化その他必要な施策を講じること。

右決議する。